

社会福祉法人 桐生会 一般事業主行動計画

仕事と生活の両立をはかり、すべての職員が自身の能力を発揮できるよう、雇用環境の整備に努め、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

2. 内容

目標1：計画期間中の男性育児休業取得期間の育児休業取得率を60%以上を達成し、男性職員の積極的な育児参加を促進する。

〈対策〉

- 令和7年4月～各部署における休業者の代替要員の確保や業務体制の見直しを行う。
- 令和8年4月～育児休業の制度についてのパンフレット等を配布し、職員の周知徹底を行う。

目標2：正職員の法定時間外労働の平均を各月5時間未満とする。

〈対策〉

- 令和7年4月～職員の時間外労働の時間数や特に時間外が多い部署を委員会で職員と情報共有する。
- 令和8年4月～特に時間外が多い職員に対して責任者から業務効率化を促し、部署全体の業務改善に取り組む。